

## 住宅再建相談会・「住まいの復興給付金」申請相談会

- ▷住宅再建相談会に関する問い合わせ先＝住宅金融支援機構お客さまコールセンター(☎0120-086-353)  
▷「住まいの復興給付金」申請相談会に関する問い合わせ先＝住まいの復興給付金事務局(☎0120-250-460)

2月18日(日)、大船渡市役所本庁を会場に、住宅再建相談会と「住まいの復興給付金」申請相談会を開催します。

### ■住宅再建相談会

東日本大震災で被災し、住宅再建を考えている人や再建についての情報を知りたい人のための相談会です。

住宅再建支援制度の説明や、住宅建築に関する情報提供、資金計画などの相談に、弁護士、建築や金融の専門家、ファイナンシャルプランナー、県・市の担当者が対応します。



### ■「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引き上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜き100万円以上)した場合に、消費税増税分相当の給付が受けられる制度です。

申請対象となりうるかや申請書の書き方、申請に必要な書類、作成した申請書の事前確認などの相談や質問に、相談員が直接お答えします。

### ■相談会開催日程 ※受け付けは15:30まで

期日	時間	内容	会場
2月18日(日)	10:00～12:00	個別相談	大船渡市役所本庁第1会議室
	13:00～16:00		

## 大船渡タクシーチケットの利用はお早めに～交通実証実験～

- ▷問い合わせ先＝タクシーチケット販売センター(☎27981)

市では、交通不便地域の高齢者の移動対策として、タクシーチケットの配布実証実験を実施しています。平成29年度中にご購入いただいたチケットは、平成30年4月1日以降は利用できなくなりますので、お早めにお使いください。

▷タクシーチケット使用期限＝平成30年3月31日(土)まで

### ▷利用上の注意点

- 平成29年度内に1人24枚まで購入できます。払い戻しはできません。
- チケットは1乗車1人1枚までの利用とし、530円を超えた分の差額は、個人負担となります。複数名による相乗り利用がお得です!
- チケットは本人以外には利用できません。譲渡・複製・転売は禁止とします。
- 大船渡市以外のタクシー会社では利用できません。



- ▷利用できる人＝次の条件を全て満たす人
- 大船渡市に住民登録している人
  - 75歳以上の人(平成29年度中になる人も含む)
  - 盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、猪川町、立根町に在住の人で、住居と最寄りのバス停が300m以上離れている人
  - 自動車等運転免許を持っていない人または返納した人
  - 大船渡市福祉タクシー助成を受けていない人
  - 事前登録した人(登録は電話でできます) ※事前登録をせずに、即日販売はできません。
- ▷配布内容＝タクシーチケット530円券
- 24枚綴り(12,720円相当)＝販売価格6,300円
  - 12枚綴り(6,360円相当)＝販売価格3,150円
- ▷登録申請・配布場所＝タクシーチケット販売センター【(株)ケー・シー・エス三陸事務所内(☎27981/住所＝盛町宇津野沢8-5 OSビル2階)】※受付時間は午前9時～午後5時

(13) 広報大船渡 30.2.5(No.1120)

▷問い合わせ＝市役所☎019223111

## 都市計画準防火地域の変更案に関する説明会と縦覧を行います

- ▷提出先/問い合わせ先＝土地利用課計画係(☎内線347)

市では、大船渡駅周辺地区に指定している、都市計画法による準防火地域の区域について、変更することとし、変更案に関する説明会と縦覧を行います。

### ■準防火地域変更案の内容

準防火地域の海側の区域について、大船渡駅周辺地区で進めている、復興まちづくりの方針と整合し、道路などの分かりやすい場所が境界となるよう変更し、拡大します。

### ■準防火地域変更案の説明会

- ▷日時＝2月14日(水)午後2時  
▷会場＝大船渡地区公民館  
▷対象＝どなたでも参加できます  
▷その他＝準防火地域変更案の説明は、個別にも

対応しますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

### ■地区計画変更案の縦覧と意見書の提出

地区内の土地の所有者と利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出できます。

▷縦覧期間＝2月19日(月)～3月5日(月)

※土・日曜日を除く

▷縦覧時間＝午前8時30分～午後5時15分

▷縦覧、意見書の提出場所＝市役所本庁3階災害復興局土地利用課

▷意見書の提出方法＝任意の様式に、準防火地域の変更案に対する意見書であることが分かるように、表題に「意見書」と表記し、意見と住所氏名を記入してください。

## 第20回インターネット公売を実施します

- ▷問い合わせ先＝税務課収納係(☎内線157・158・161)

市では、財政運営の基盤である市税の収入確保と納税の公平を期するため、「市税等収納率向上特別対策本部」を設置し、さらに県と市町村で構成する「岩手県地方税特別滞納整理機構」へ加入するなど、さまざまな取り組みを通して、滞納市税の一層の徴収強化に努めています。この取り組みの一環として、ヤフー官公庁オークションを利用したインターネット公売を実施しています。

「第20回大船渡市インターネット公売」は次のとおり実施しますので、お知らせします。

### ■今回は動産4点を出品

インターネット公売には、市が差し押さえた動産4点(大皿、双眼鏡、電話機、スポットライト)を出品する予定です。

### ■2月15日から参加申し込みを受け付けます

インターネット公売への参加を申し込むには、事前にヤフーのIDを取得する必要があります。参加を希望する人は、IDを取得してからお申し込みください。

詳しくは市のホームページ内にある税務課の公

売情報のページをご覧ください。

### ■インターネット公売の日程

▷参加申込期間

2月15日(木)午後1時～2月27日(火)午後11時

▷入札期間

3月6日(火)午後1時～3月8日(木)午後11時

▷公売方法＝せり売り(期間中何度でも入札できます)

### ■公売財産下見会を開催

▷期日＝2月20日(火)

▷時間＝午前10時～午後3時

▷会場＝市役所本庁税務課

※公売財産の下見を希望する人は、当日市役所にお越しの上、税務課職員にその旨をお伝えください。

市では今後もインターネット公売を実施して、納税の公平性と税収の確保に取り組んでいきます。

(12)